

市有地貸付（一般競争入札）募集要領 【物件番号1：見和二丁目】

水戸市では、未利用地の有効活用を図るため、一般競争入札により市有地の借受人を募集します。入札参加を希望される方は、この募集要領をよくお読みになり、必ずご自身において現地をご確認のうえ入札に参加してください。

1 貸付物件

物件番号	所在地	地目	貸付面積	最低貸付価格(年額)
1	水戸市見和二丁目 250番13の一部	宅地	97.90 m ²	201,600円

※貸付物件の詳細は、物件調書（9ページから11ページまで）をご覧ください。

2 貸付期間及び貸付料

(1) 貸付期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（10年間）

※上記期間には、利用開始に必要な整備工事に要する期間及び原状回復期間を含みます。

(2) 貸付料

落札価格を年額貸付料とします。（消費税及び地方消費税相当額の加算はありません。）

毎年度、水戸市が発行する納入通知書により納入するものとします。

3 貸付条件等

(1) 用途

原則として平面駐車場（時間貸駐車場、月極駐車場を含む）・資材置場等、原状回復が容易な「平面利用」に限定し、現状有姿での貸付けとなります。貸付物件を使用するために必要な手続き及び費用は、借受人（落札者）負担となります。詳細は、関係機関をご確認ください。

※1 貸付物件の使用において、建築物の建築はできません。工作物等は取壊しを前提とした設置のみを認めます。また、工作物等を設置の際は、建築基準法等各種法令を遵守してください。

※2 粉じんの発生が予想される碎石・砂・残土等の置場や、廃棄物等の仮置場や中継地としての利用はできません。

(2) 用途の制限

- ア 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業、及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用途に使用することはできません。
- ウ 水戸市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員の活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- エ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壤汚染等、著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。
- オ その他水戸市が不適切と判断する用途に使用することはできません。

(3) 権利譲渡等の禁止

貸付物件を転貸することや貸付に基づく権利又は義務について、第三者への譲渡、承継は禁止するものとします。

ただし、水戸市が事前に承認した場合は、この限りではありません。

(4) 調査協力義務

使用状況を把握するため、必要があると認めたときは、水戸市が隨時に貸付物件を実地調査し、又は借受人（落札者）に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人（落札者）はこれに協力しなければなりません。

4 入札等のスケジュール

スケジュールは次のとおりです。

項目	スケジュール
公告日、募集要領の配布（水戸市ホームページ掲載）	令和 7 年 12 月 24 日（水）
質問書の受付	令和 8 年 1 月 13 日（火）から 令和 8 年 1 月 22 日（木）まで
質問回答書の公表	令和 8 年 1 月 30 日（金）
入札参加申込書等の受付期間	令和 8 年 2 月 4 日（水）から 令和 8 年 2 月 10 日（火）午後 5 時まで
入札参加資格の審査結果通知	令和 8 年 2 月 18 日（水）
入札・開札	令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 10 時から
公有財産賃貸借契約書の締結期限	令和 8 年 3 月 上旬
貸付開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）
貸付料の納入期限（令和 8 年度分）	令和 8 年 4 月末

5 入札参加資格

参加資格を有する者は、個人及び法人とします。ただし、次に掲げる事項に該当する者は入札参加資格がありません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員。
- (5) 国税、茨城県税及び水戸市税を滞納している者（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします）。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。
- (7) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者で復権を得ない者。

6 入札参加手続

(1) 募集要領等の配布

配布期間	令和 7 年 12 月 24 日（水）から令和 8 年 2 月 10 日（火）まで
配布資料	<ul style="list-style-type: none">1 市有地貸付（一般競争入札）募集要領2 物件調書3 一般競争入札参加申込書（様式 1）4 誓約書（様式 2）5 公有財産貸付申請書兼土地利用計画書（様式 3）6 入札書（様式 4）7 委任状（様式 5）8 役員等一覧（様式 6）9 質問書（様式 7）10 （参考）公有財産賃貸借契約書（様式 8）

(2) 質問書の受付及び回答

本入札に関する質問がある場合は、次のとおり質問書（様式 7）に記入のうえ、財産活用課へ電子メール（又は FAX）で提出してください。

受付期間	令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 1 月 22 日（木）まで
提出方法	<p>【電子メール】 zaikatsu.uketsuke@city.mito.lg.jp ※メールの件名は、【見和二丁目質問書】氏名（又は名称）としてください。 【FAX】 029-224-1144</p>
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時までに水戸市ホームページに掲載します。 なお、質問回答書は、募集要領の追加又は修正と同様に扱います。

(3) 入札参加申込書等の提出

受付期間	令和8年2月4日（水）から令和8年2月10日（火）まで (ただし、土日・祝祭日を除きます。)
受付時間	午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)
提出先	〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所本庁舎3階 水戸市総務部財産活用課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とします。
受領確認	持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書をお渡しします。 郵送の場合は、メール（又はFAX）で提出書類受領確認書を送付します。
提出書類 (各1部)	<p>1 一般競争入札参加申込書（様式1）</p> <p>2 誓約書（様式2）</p> <p>3 公有財産貸付申請書兼土地利用計画書（様式3）</p> <p>4 【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 履歴事項全部証明書（写し可、提出日前3か月以内に発行されたもの） ② 財務諸表（写し可、直前1年分）※貸借対照表 及び 損益計算書 ③ 納税証明書等（写し可、提出日前3か月以内に発行されたもの） 【国税】納税証明書 様式その3の3 【県税】納税証明書 様式第40号の4（ア）※未納がないことの証明等 【市税】本市の完納証明書 ④ 役員等一覧（様式6） <p>5 【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民票（写し可、提出日前3か月以内に発行されたもの） ② 所得税申告決算書（写し可、直前1年分） ③ 納税証明書等（写し可、提出日前3か月以内に発行されたもの） 【国税】納税証明書 様式その3の2 【県税】納税証明書 様式第40号の4（ア）※未納がないことの証明等 【市税】本市の完納証明書

(4) 入札参加資格の確認

上記(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月18日（水）に結果をメール（又はFAX）で通知します。

なお、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合は入札参加資格を取り消します。

(5) 入札及び開札

入札日時	令和8年2月27日（金）午前10時から ※会場への入室は午前9時45分からとします。
会 場	本庁舎6階会議室602（水戸市中央1丁目4番1号）
必要書類	1 入札書（様式4） 2 委任状（様式5）※代理人が入札に参加する場合。
入札方法	入札書（様式4）に最低貸付価格以上の金額を記入し、封筒に入札書のみをいれて密封してください。封筒には、住所（又は所在地）、氏名（又は名称及び代表者職・氏名）を表記してください。 代表者以外の方が入札に参加する場合には、委任状（様式5）を提出してください。 入札参加者が1者である場合においても、原則入札を執行します。 ※不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し延期することがあります。
入札保証金	免除とします。
入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とします。なお、提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。 ①入札について不正の行為があったとき。 ②入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき、又は入札書に記名押印がないとき。 ③入札書を2通以上提出したとき。 ④他の代理を兼ね、又は2以上の者の代理をしたとき。 ⑤入札書の金額を訂正した入札をしたとき。 ⑥その他募集要領で定める事項又は別に定める事項に違反したとき。
落札者の決定	水戸市が定めた最低貸付価格（予定価格）以上で、最も高い価格をもって入札した者を落札者とします。 最も高い価格で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。 なお、最も高い価格をもって入札した者が辞退した場合には、次点の者を落札者とします。 再度入札は実施しません。 入札結果は、入札参加者数、落札者名（法人名、落札者が個人の場合は非公表）、落札金額等に関する事項について公表します。

7 契約手続

(1) 契約の締結

ア 公有財産賃貸借契約書の締結等は、水戸市指定の契約書により落札者が落札決定の通知を受けた日から5日以内に行います。また、「(2) 契約保証金」に記載する契約保証金を、契約締結までに納付していただきます。

契約保証金の納付がない場合は、契約の締結ができませんのでご注意ください。

イ 契約は年額で行います。

ウ 契約の締結及び履行に関する費用は、全て落札者の負担とします。

エ 賃貸借契約は、入札参加申込者名義で行います。

オ 公有財産賃貸借契約書の様式は、必要により契約条項を調整することがあります。

(2) 契約保証金

ア 賃貸借契約の締結前までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切上げる）を水戸市が発行する納入通知書により、落札決定の通知を受けた日から5日以内に水戸市の指定金融機関等に納入してください。

イ 契約保証金を契約締結期限までに納入できず、契約締結に至らない場合は、落札を無効とします。

ウ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件が原状回復されたことを確認したうえで落札者の請求に基づいて返還します。ただし、この間の利息は付しません。

8 物件の引渡

(1) 貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。越境物がある場合でも現状有姿での貸付けとなりますので、必ずご自身で現地を確認してください。

(2) 貸付物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壤調査等は行っておりません。

(3) 物件調書と現況が相違している場合は、現況を優先します。借受人は、物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は貸付料の減額を請求することはできません。

9 物件の返還

(1) 借受人は、貸付期間が満了するまでに貸付物件を、原則、原状回復のうえ返還するものとします。

(2) 借受人は、物件の返還にあたり、水戸市職員による確認を受けるものとします。

10 隨意契約について

落札者がいる場合又は契約締結に至らなかった場合には、随意契約により貸付ける場合があります。

11 その他

- (1) 提出された入札参加申込書等は返却しません。
- (2) 入札参加状況等の問合せには一切お答えできません。
- (3) 本要領及び公有財産賃貸借契約書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、水戸市財務規則、その他関係法令の定めるところにより処理します。

12 問合せ先

水戸市 総務部 財産活用課 財産活用係

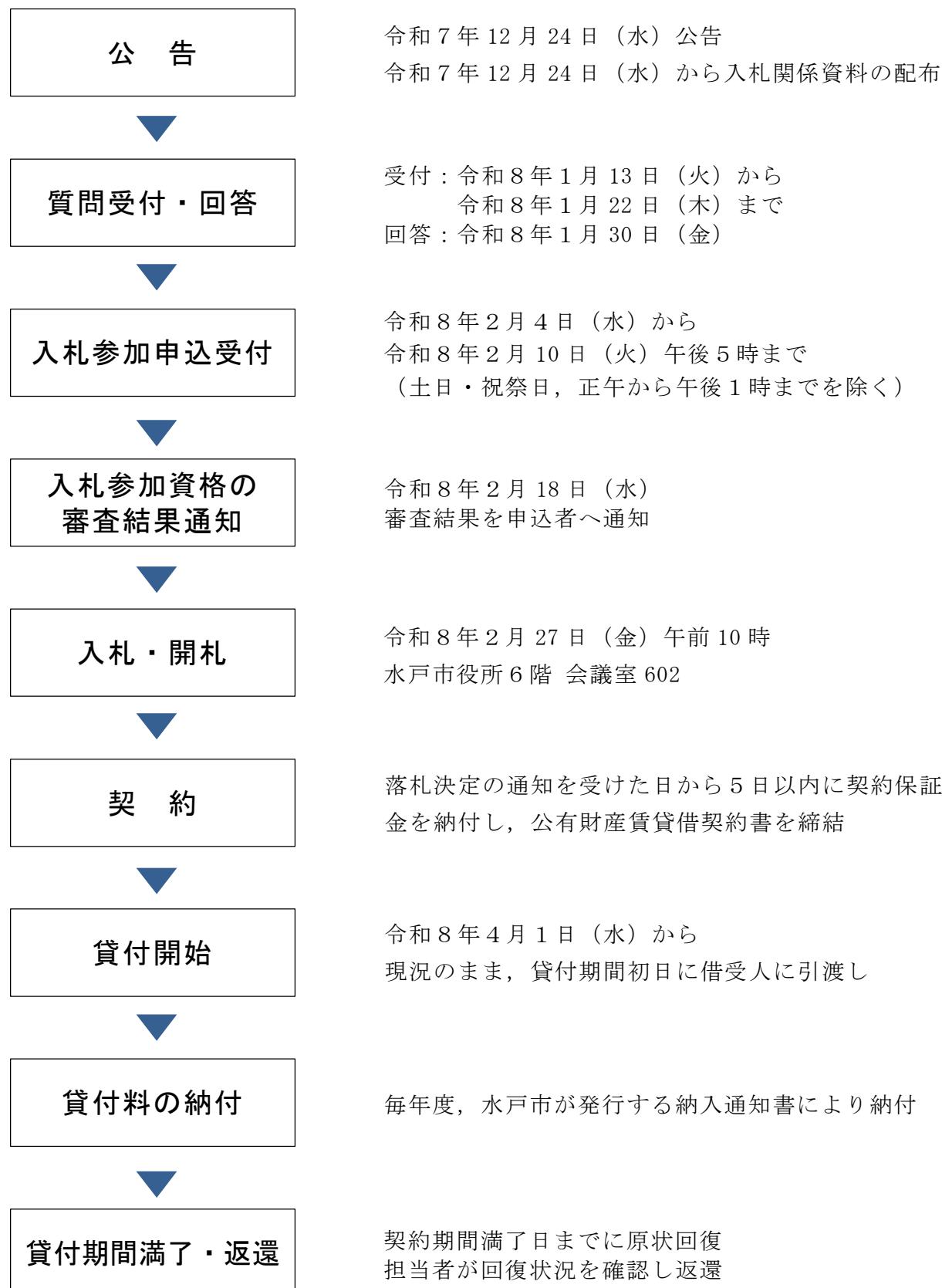
住 所 〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所本庁舎3階

電 話 029-232-9135（直通）

F A X 029-224-1144

E-mail zaikatsu.uketsuke@city.mito.lg.jp

一般競争入札による市有地貸付のながれ

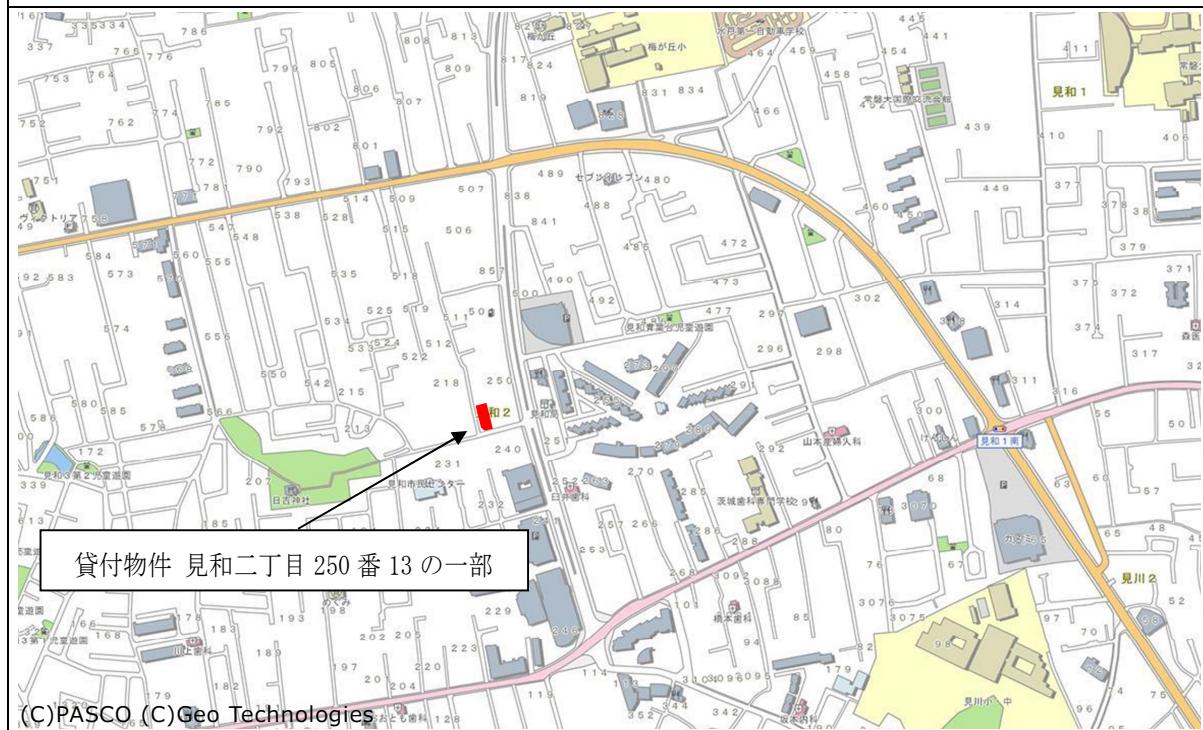


物 件 調 書

物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。入札の前に、必ず入札参加者ご自身で現地及び諸規制をご確認ください。

[物件番号 1]	最低貸付価格（年額）	201,600 円			
所在 地	水戸市見和二丁目 250 番 13 の一部				
貸付面積	97.90 m ²				
貸付期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで（10 年間）				
地 目	宅地	形 状	長方形		
接面道路の幅員	西側に市道赤塚 285 号線（幅員約 4.0m）に等高に接する。 南側に市道赤塚 117 号線（幅員約 6.0m）に等高に接する。				
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
		用途地域	第 1 種中高層住居専用地域		
	その他	第 2 種高度地区（最高高さ 20m）			
工作物・立木の有無	電柱、電話柱、支柱、支線、フェンス、ポール				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> • 貸付物件は、水戸市見和二丁目 250 番 13 の西側半分（97.90 m²）です。 • 貸付物件の境界（西側半分と東側半分の境界）は、ロープで明示しております。 • 東側半分には防火水槽が設置されており、緊急時は消防車両の導線を確保する必要があるため、駐車や工作物の設置等により通行を妨げないようご注意ください。ただし、平常時は、貸付物件への進入のために東側半分を通行することは差し支えありません。これらのことについては、借受人の責任において周知徹底してください。 • 現状有姿での貸付けとなります。 • 物件調書、図面と異なる場合は、現況を優先します。 • 用途は平面利用に限定します。建築物の建築はできません。 • 舗装は可、ただし大規模掘削は不可とします。 • 敷地内に電柱、電話柱、支柱、支線が設置されています。電柱等の移設が必要な場合は、借受人が直接事業者と協議し、水戸市に報告してください。 • 市において地下埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は実施しておりません。 • 貸付期間終了時は、原則、貸付物件を原状回復のうえ返還するものとします。 • 電気の引き込み等、貸付物件を使用するために必要な手続き及び費用は借受人負担となります。詳細は、関係機関にご確認ください。 • 貸付物件の利用に関して隣接土地所有者や周辺住民等との調整等が生じた場合の対応や、貸付期間中の管理、維持保全等は、全て借受人において行ってください。 • 募集要領及び物件調書の内容を承諾したうえで、本入札に参加してください。 				

〈案内図〉



〈明細図〉



< 現地写真 >

